

臨床心理士養成 指定大学院連絡協議会報

The Japanese Association for Graduate Programs in Clinical Psychology

第4号

2006年(平成18年)

9月30日

第3巻第1号

巻頭言：指定校をめぐる現状への雑感	1
本協議会の現状と今後の課題	3
現場の大学院における取り組み	4
臨床心理士の	
国家資格をめぐる現在の動向	6
資格認定協会に対するQ&A	7
会員校（増補）ほか	8

巻頭言 指定校をめぐる現状への雑感

臨床心理士養成指定大学院連絡協議会 理事
(京都大学大学院)

岡田康伸

巻頭言にふさわしくないかもしれないと思うが、やはり河合隼雄先生が8月17日に脳梗塞で倒れられ、現在も意識不明であること、非常に心配であることをまず記したい。河合先生は日本の心理臨床のために、我々指定大学院のためにエネルギーを注いでこられ、我々のためにさまざまなことをし、多大の貢献をしてきてくださったからである。一刻も早く意識が回復し、お元気なお姿を我々の前に見せられますように、ご回復を皆でお祈りしています。河合先生にとってショックだったことは2005年7月に、法案が保留になったことであり、非常に残念であったろうと思う。これは妥協の産物であったろう。せっかくできた妥協であったのに。妥協はどちらもが我慢したところが

あるということだろう。臨床心理士側にとっても今までの良いところと考えていたことをやめざるをえないこともあった。たとえば、更新制が廃止されていたと聞く。今の制度で良いところはどこであるかをしっかりと把握しておくことこそ、大切であろう。

国家資格の今の動きは乾氏の記事にあるように、表立ったものはないようだが、日本心理学諸学会連合の動きが活発である。たまたま、筆者はこの連合の副会長をしており、この動きに加担しているものでもあり、複雑な気持ちである。この連合は国家資格に向けて約10年、活動を続けてきている。この起りは日本臨床心理士資格認定協議会への反発から始まっているようである。この

経緯はここでは触れないが、認定協会が最初、16心理学会の協力を得て出発したにもかかわらず、協力した学会の多数と認定協会とが対立していったらしいことが気になるところである。この学会連合は条件をつけて、昨年の議連が合意した法案が今年度中に国会に上程されたときには支持する決めている。指定校にとっては新たに連合との関係が加わり、医師との関係もあり、ますます複雑になってきている。

連合の国家資格の今までの考えは3段階に分かれており、それは、基礎資格と職業資格と専門資格である。それぞれが学部卒、修士卒、博士卒になっていた。やはり、これぐらいの心理学の専門性が必要だということであろう。これが最低線だと私も思う。心理学としてのプライドをもち、医学とは学問として同等であることを主張し続けなければならないであろう。まず、汎用性の資格があり、そこから専門職の分野に分かれしていくことが大切であると思う。心理学の資格者が医師の補助職でないことをはっきりとさせることができある。看護師や薬剤師など自分たちの職業の確立に苦しんできた轍を踏むことはない。また、今日のさまざまな問題は医師だけの力だけではどうすることもできないものになってきている。さまざまな業種が連携することが大事になってきている現実を直視して、問題を持っているクライエント、国民のためになることこそ考えるべきことであろう。

指定校で院生の教育・指導に関わってきておられる教員のかたがたには今の院生はどのように映っているのであろうか。筆者はいくつかの点で危惧を感じている。ひとつは院生があまりにも受身

的ではないかということである。教員や病院の先輩臨床心理士から与えられるものを受けとるだけで、自分から積極的になにかに挑戦する態度が不足しているように思える。今こそ、自分たちの将来にも大きく影響する国家資格の問題が迫ってきているのである。もっと能動的に動くべきときではないであろうか。我々の仕事は確かにどちらかというと、受身的である。人や子供を育てるというよりも彼らが育つことを待っているところがある。しかし、これは消極的ではなくて、このような態度にこそ積極的なものを見ていなければならない。受身的の中にある能動性を考えるよいチャンスかもしれない。

ふたつめには、今の院生にはハングリー精神が不足しているのではないかと思う。筆者の院生時代は臨床心理学の冬の時代であった。院に入學し、どのコースにいくのか問われ、「臨床心理学がしたい」というと、就職はないよといわれたような頃である。そのころと比べて、臨床現場の人々が大学の教員になるチャンスが増え、心理臨床は今は華やかに見える。心理臨床に来る人はこの華やかさに惑わされているのではないかと思う。もともと心理臨床は縁の下の力持ちで、表にでるものではないのである。このことを知らずに、華やかさに目がくらんでいる人が多いのではないかと憂う。心理臨床は影の仕事であり、決して表のものではないのである。院生に教育すべきことはまさにのことかもしれないと思う。

なにか愚痴っぽいことを書いたかなと思いつつ、河合隼雄先生の一刻も早くのご回復を祈つて、巻頭言としたい。

本協議会の現状と今後の課題

臨床心理士養成指定大学院連絡協議会 会長
(京都文教大学長)

樋口和彦

連絡協議会所属の皆様には、既にご存知のとおりわが国の大学院制度は一大変革期を迎え、その変容の真っ直中に置かれております。会員各位の大学院におかれましても、さぞその渦中でご苦心のことと拝察申し上げます。

平成17年1月28日の『わが国高等教育の将来像』という文部科学省中央審議会答申にも示されていますように、いよいよ21世紀の「知識基盤社会」に対応する新しい大学教育が提唱されており、国公私立大学院に対しては特に『新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—』が中間報告として、同じく中央教育審議会から同年6月13日に発表され、私どもはこの線に沿ってこれまでの大学院教育を大幅に改革し、質的にも量的にも国際的な競争に耐え、知識基盤社会への大胆な移行にも対処すべく努力の最中でございます。

特に、私共の臨床心理士養成指定大学院の臨床教育はこの変革を既に見通すとくいわば先取りして、平成13年12月に連絡会を創立して、今まで試行錯誤を重ねつつも、指定校制度をとりつつ、臨床教育の基本を設定して、教育の水準の維持に努力してまいりました。この平成18年度には、大学院1種校と2種校を併せて133校の加盟校をもつ規模に至り、その傘下の加盟校から毎年多数の新資格者を世に送りだすに至っております。

毎朝、新聞を開く時、何か世間に解決が急がれ、かつ困難な問題が発生しますと、紙上に「臨床心理士」という文字が私の目に飛び込まない日はないようです。轟轟目で見ているせいかもしれません

ませんが、この様に社会のニードに応えて活躍している様を目にすることにつけて、それを送り出す我々の臨床教育は本当に社会の役に立っているか、反省もさせられます。社会の期待が大きければ大きい程、それが的を外れているとき失望もまた大きいと覚悟しております。この点で、臨床心理士養成指定大学院の連絡会としましても、ニュースレターや総会のシンポジウムなどを通して各校でなされている臨床教育の実際に学びつつ、情報を交換して互いに切磋琢磨し、その教育の質を向上させたいと思っております。

なお、今年の総会には引き続き行われるシンポジウムでご案内のように大学院教育の出口に的をしぼって、どのような臨床心理士の就職分野があるのか、多様な様態と新しい試みを発表して頂き、討議したいと考えております。臨床心理士の国家資格の問題も長年の課題に決着をつける時機です。よい方向が促進されることを願っております。

これから課題は色々ありますが、これまでのわが国の大学院教育は経済も組織も大方学部と一体になって運営されてきましたが、新しく専門職大学院も出来、学部から独立した組織として大学院が高度専門職業人養成の教育を担うようになります。特に私立大学の状況で手厚い臨床教育をいかに実らせるか、重い課題であります。また、真に社会で臨床心理士として活躍するためには、ただ資格の取得だけでは不十分で、どのように卒後教育についても視野にいれるかが課題です。真剣に我々の考える時がきているようです。

現場の大学院における取り組み～新指定校を代表して

「バーンアウトをしない臨床心理実習の試み」

明治大学大学院

弘中正美

実習運営の計算方式

臨床心理士養成の教育・訓練を院生に対して行う際に、もっとも重要視され、また教員スタッフにとって負担となるのは、臨床心理実習であろう。他の大学院の例などを伺うと、教員がバーンアウトしかねない過酷な状況がしばしば生じているようである。教員が疲弊しないで済み、院生もじゅうぶんな実習を体験できることは不可能かと、大学院の開設準備の段階で色々と構想を練った。その結果、実習を運営するための計算方式を考えついた。実際の実習は計算通りに行われるわけではないが、計算方式が院生をサポートし、教員を守るためのひとつの枠となりうるように感じている。

スーパーヴィジョンの積算の基礎

実習の柱となるのはスーパーヴィジョン（S V）であろう。それ以外にもさまざまなプログラムが必要であるが、S Vは継続的に行なわれるものであるし、院生の数に応じて教員の負担が大きくなる性質のものであるので、実習運営をS Vを中心に計算してみた。なお、一人の院生が週2回のS Vを受けることを計算の出発とした。

明治大学の大学院（文学研究科臨床人間学専攻臨床心理学専修）の定員は1学年6名である。M 1とM 2を合せると12名の院生が在籍している計算となる。各院生について週2回のS Vをこなすためには、合計24回のS Vの枠が必要となる。一方、時間割に組み込まれる実習（臨床心理実習と

臨床心理基礎実習）は週3時間である。一人の教員がこの時間を使って行なえるS Vは3回であろう（S V 1回について50分の面接と10分の前後の時間が必要）。明治大学の専任教員は6名である。6名全員が実習を担当し、週3回ずつS Vを行うと合計18回のS Vが可能となる。

しかし、これではすべての院生のS Vをこなすことができない。そこで、臨床心理特別実習と臨床心理特別基礎実習という追加の実習科目を設け、非常勤の先生にお願いすることにした。これらの実習も週3時間ずつ時間割に組み込まれているので、そこで6回分のS Vをこなすことができる計算となる。しかして、週総計で24回のS Vが可能となる計算なのである。

計算を超える現実

以上の計算はあくまでも机上のものである。現実はもっと厳しいし、複雑である。まず、入ってくる院生は定員通りではない。2005年度の第1期生は11名、2006年度の第2期生は10名であった。つまり、彼らが週2回のS Vを希望すれば、教員は先の計算の2倍近い負担を背負わねばならない。教員が週3時間の枠を守ろうとすると、院生のS Vの機会は半減することになる。また、実習はS Vだけをしていればよいのではなく、M 1を迎えた直後は、試行カウンセリングをはじめとして、さまざまな基礎的なプログラムを与えて指導する必要がある。児童相談所、児童養護施設、少年院などの外部機関の見学実習を精力的にこなすのもこの時期（M 1前期）である。また、学内実

習施設である心理臨床センターにおけるカンファレンスその他の指導、病院・教育センターなど院生の継続的な長期の実習をお願いする機関との連絡、打ち合わせ、それらの機関への院生の引率などの仕事もある。これらは、週3時間の範囲にはとうてい取まりきらないものである。

大学側への説明責任

それでは、先述の計算はおよそ意味を持たないのかと言えば、そうではない。それは、積算の基礎が明確であることによって、大学側に実習に関する教員側の負担を説明しやすいということである。大学には次のように説明する。院生にとって、実習はもっとも重要な科目である。実習の中で院生が実際にクライエントを担当する経験を積むことがもっとも肝要である。ビギナーの院生が責任を持ってクライエントを引き受けるための条件として、教員がSVを行なわなければならぬ。スタンダードなSVは個別に行なわれ、1回あたり60分を要する。実習指導に当てられた時間は1人の教員に対して週3時間である。したがって、定員通りに院生が入学しても、6人の教員の時間枠の中でこなすことができない、そこで非常勤の先生に特別実習の授業を持ってもらってSVを保証することが必要である、云々。

見学実習とか、外部機関とのやり取り等の不定期のプログラムは、積算の基礎が不明確なので大学側に説明しにくい。SVだけで教員の時間の枠は一杯であると説明する方が、はるかに理解してもらえる。

明治大学はこれまで臨床心理学はもとより心理学そのものについても伝統を持っていない大学であった。そのため、臨床心理学関連のカリキュラムやその運営の仕方について、しばしば理解して

もらいたくない事態が発生する。しかし、それは当然のことなので、きちんと説明する。理解してもらいやすい説明の仕方を工夫するのはこちら側の責任なのである。理解ができれば、できるだけのサポートをしてくれる、これが明治大学に対して私が感じている印象である。

教員スタッフがいちばん望んだのは、自分たちの負担を大学側にきちんとカウントしてもらうことであった。特別実習にしても、もし非常勤の先生に来ていただくのが無理な場合には、専任教員で引き受けるつもりであった。それは我々にとって負担にはなるが、コマ数としてカウントしてもらえる。負担が目に見える形で表れるのである。実態が形として見えないまま負担が大きくなり、「忙しくて」と言っても、「忙しいのは誰も同じだから」と返されるのがいちばん困るのである。

おわりに

実習運営に関する計算方式は、専任教員を守るためにものであるが、そのことがしっかりとといなければ充実した臨床心理士養成の大学院教育はとうていできるものではない。もちろん、現状は計算上の負担を超えており、我々が余裕を持っているとはとても言えないが、それでもバーンアウトはしないで済みそうな状況を作り出した。

計算を超えた負担については、グループ指導を含むさまざまな工夫や、またそれぞれの教員の考え方に基づく自主的な引き受けによってこなしている。それらについて紹介する誌面がなくなってしまったが、それほど特別なやり方をしているとは思わない。いずれにせよ、実習に当てられた週3時間は、何よりも教員自身のための時間の枠であり、教員各自のキャパシティを自覚するときの準拠枠となっていると思われる所以である。

臨床心理士の国家資格をめぐる現在の動向

臨床心理士養成指定大学院連絡協議会 理事
(専修大学大学院) 乾 吉佑

ご案内のように、臨床心理士の国家資格問題は、過去17年間にわたる、旧厚生省の研究班会議を含む当事者団体間での論議から、ようやく時期が整い、より開かれた国会での議論へと進んだ展開となりました。指定大学院の関係者の皆様にとっても、大いに期待と関心をもたれる事柄であると思いますので、会報編集委員の依頼もありましたが、臨床心理士の国家資格をめぐる動向について簡略にご報告いたします。

臨床心理専門職の国家資格は、結論的には2006年7月現在、まだ制度化されていません。しかし2005年7月に、臨床心理職及び医療心理師の二つの議員連盟（約100名の議員）が合同して「臨床心理士及び医療心理師法案要綱骨子」という法案を公表し、この法案の各政党での検討中に実施された、衆議院解散総選挙で止まった状態のままで現在に至っています。

もう少し詳しく、その間の事情について説明しますと、臨床心理専門職の国家資格法案骨子は、現在のところ国会上程への手続きが止まった状態にあります。この法案骨子は、超党派で公表され、各党が法案骨子の検討に入り、民主党、公明

党、社民党、共産党は了承しました。しかし自民党内での調整が整う前に、解散総選挙となったという状況でした。

自民党の調整に時間が掛かった理由は、医療心理師を要望する団体内での意見の相違であるとみられています。つまり、全国保健医療福祉心理職能協会（全心協）、日本心理学会と医療団体、特に日本精神科診療所協会、日本精神科病院協会等の意見の相違から、その意向を受けた自民党の厚生労働委員間での調整ができなかったようでした。

私どもの国家資格問題は、そのような事情のもとにありますが、法案骨子として公表いただきました内容に関して、臨床心理職を要望する私どもの姿勢には修正はありません。今後、どのような医療心理師推進側からの意見が提出されるか不明ですが、私どもはそれらについても調整して、国家資格実現に努力していく姿勢でいることを申し添えておきたいと思います。その意味で、今秋以後開催の国会に期待したいと思います。関係者の皆様のご協力をお願い申し上げる次第です。

本連絡協議会からのお知らせ

2006年6月23日付で、本連絡協議会より指定大学院すべての専攻主任あてに「臨床心理士養成指定大学院実態調査」のご協力をお願いいたしました。ご多用中にもかかわらず、115校よりご回答をお寄せいただきましたことができました。

この調査は、指定大学院の実態を調査して課題を明確にし、指定大学院が相互に支えあい、問題解決に取り組む基礎資料を得るために実施したもので、現在、集計作業を進めているところです。追って別途ご報告させていただきますが、まずは誌面をお借りして、各位に厚く御礼申し上げます。

(財)日本臨床心理士資格認定協会に対するQ & A

昨年の第5回大会年次総会におきまして、標記アンケートを実施いたしましたが、参加校の皆様からお寄せいただいた中で最も多かったご質問を、今回採り上げることにいたしました。

ご回答は、(財)日本臨床心理士資格認定協会専務理事の大塚義孝先生にお願いいたしました。

今後も、会員校の皆様からのご質問をお待ちしております。よろしくお願ひいたします。

会報編集委員会

Q：“国家資格ができると、指定校や臨床心理士資格はどうなるのですか？”

財団法人日本臨床心理士資格認定協会 専務理事
(帝塚山学院大学大学院)

大塚義孝

昨年の8月に、議員立法による「臨床心理士及び医療心理師法」という法案が国会に上程されようとする前段階で、国会（衆議院）が解散され、成就をみないままに1年が経過しました。このような状況下で、上記のようなご質問にどうお答えするか、はなはだ難しいものがあります。昨年の法案骨子のままで上程されて可決するとどうなるか、ということは、技術的に相当に複雑な課題があって、成立もしていないのに指定校や臨床心理士がどうなるかを答えることは、正確には答えていいというのが正解でしょう。

しかし、あえて言うことができるとするならば、法案の名称からして今日只今の「臨床心理士」は、その18年間の実質的な実態の法制化として、より整備された資格制度として展開することが予想されます。また、臨床心理士の高度専門職業人を養成する、いわゆる学校教育法第65条第1項にもとづく大学院修士課程としての指定大学院修了者は、一定の附加条件（学部における心理学系科目の取得）を前提に、ほぼ従来どおりの指定校修了者として臨床心理士の受験資格を得ることができます。引き続き指定校としての専門教育を充実していくことが妥当と考えられます。

しかし、むしろこうした議員立法で実態を制度化するのに、現在の指定大学院の実情や、現に「臨床心理士」として活躍している人が、どうスマートに移行措置を受けることができるかを充分考えて、法制化に努力する必要があります。関係省庁の一部の考え方では、「臨床心理士」が国家資格としての「臨床心理士」を認証するためには、あらためて所定の試験（マークシート、レポート、面接等）を実施する必要があると主張されます。河合隼雄先生も乾吉佑先生も、しっかり受験していただかなくてはならないと言うのです。講習会を2～3回受けて、国家資格を取っていたらという説もあったり、レポートを書いていたらという考え方もあるようです。15,000人におよぶ現任の臨床心理士が提出する1,000字～2,000字のレポートを、誰が読んで判定するのでしょうか。

河村建夫前文部科学大臣が、議員立法の趣旨として、いわゆる現在の5年毎の免許切り替え制度を何としても新法案に取り込みたいことを主張されました。これはなじまない制度として昨年の法案にはありませんが、このテーマをどうするか……。現実は、教員も10年毎に更新制度を導入し

ようとしています。建築士も更新制度化しようとされています。時代の趨勢について、どう対応するのでしょうか。

1年前の議員立法を、血のかよったよりよい法案として、どう上程されるようにするかが、目下のもっとも大切な課題と考えられます。国立大学が信じられない独立法人として私学化する時代です。法に守られた郵便局が解体されて、4つの組織に分化しようとしています。いわゆる「臨床心理士」の国家資格化を21世紀型の専門性として、どう法制化するかが今日求められている知恵のように考えられます。

法とは、法のために人があるのではありません。人のために法があるのです。心理臨床行為は、もっとも法になじみにくい性質をもっています。こここのところをどのように法的におさえるか……。21世紀型専門性の法制化のポイントです。医行為と心理臨床行為は、百年河清を待つような論議が続きました。しかし、このテーマはわれわれの医行為の場と考えられる医療施設（機関）での医師の指示性を尊重する限り、難題は克服されます。自らに求められるべきは、自らのアイデンティティを保証する心理臨床能力の限りない向上にあることをあらためて痛感させます。

臨床心理士養成指定大学院連絡協議会会員校(増補)

2006年度より、次の指定大学院が新たに入会されました。前号でご紹介した131会員校とあわせて、現在133校により本連絡協議会は運営されています。

吉備国際大学大学院 山形大学大学院

新たに指定を受けられた大学院

(財)日本臨床心理士資格認定協会より新たに指定を受けられた大学院は、次の11校です。本協議会へのご入会をお待ちしております。

跡見学園女子大学大学院

いわき明星大学大学院

大阪府立大学大学院*

関西国際大学大学院

札幌国際大学大学院

志學館大学大学院

仁愛大学大学院

比治山大学大学院

弘前大学大学院

明治大学大学院

ルーテル学院大学大学院

*は第2種指定校

編集後記

本会報も、4号を発刊するに至りました。このたびは、河合隼雄先生が突然に入院されて、いまだ回復のご様子が聞かれないとあって心が痛んでいる時期の刊行になりました。また、資格問題も近く行われる政権交代をはさんで見通しを語りにくい情勢のなかで原稿をいただくことになりました。ご執筆いただいた先生方にはご苦労いただいたことと存じます。厚くお礼申し上げます。

秋祭りの季節を迎えて、自宅近くにある三田春日神社の例大祭に足を運んできました。小さな神社ですが、たくさんの提灯が石段や境内を明るく照ら

し、草むらから虫の声がにぎやかに聞こえいました。大鈴を鳴らしてしばらく立ち止まり、河合隼雄先生のご回復をお祈りしてまいりました。よい知らせを、心から待ちたいと思います。 (岡本淳子)

臨床心理士養成指定大学院連絡協議会報

第3巻 第1号 (第4号 Vol.3 No.1)

2006年(平成18年)9月30日発行

発行 臨床心理士養成指定大学院連絡協議会

編集委員:岡田康伸・岡本淳子・篠竹利和・渡邊 勉

〒113-0033 東京都文京区本郷2-40-14 山崎ビル7階

(財)日本臨床心理士資格認定協会内

TEL: 03-3817-0020 / FAX: 03-3817-5858

製作: 株式会社 至文堂